

論 説

中国農村社会における宗族制復活と 市場経済の進展 (2)

田 村 安 興

目 次

はじめに

1. 中国の宗族政策について
2. 宗族制復活に関する近年の論説
3. 天津市静海県王口鎮の事例
4. 福建省の事例 (以上42号)
5. 江蘇省銅山県宋村の事例 (以下本号)
6. 湖南省長沙市斗塘村の事例

小 括

5. 江蘇省銅山県宋村の事例

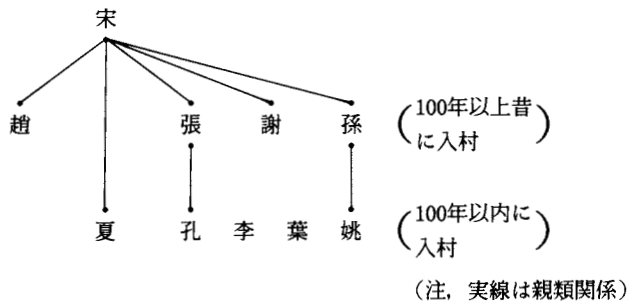
(1) 村の概観

宋村とは江蘇省徐州市銅山県西南部に位置する行政村、新庄村内の一自然村である。徐州市は人口100万人近い都市であり、宋村は都心から車で1時間以内の距離にある。新庄村は宋村の他に、湯村、張新村、前劉村、陽々村、俊小埝村という六つの自然村で構成される。新庄村内には1991年、537戸、2200人が居住している。新庄村の上級組織である郷の人口は約3万人である。

宋村の歴史は比較的浅く、200年以前にさかのぼる事はできない。200年以前において、宋村附近は旧黄河氾濫時の遊水地帯であり、毎年川が氾濫するため宋家湾と呼ばれ、かつて村落は無かった。宋家湾に人々が居住する様になるのは、南下していた黄河が北の渤海へと流れを変え、そのため水害の心配が無く

なった十八世紀以降である。最も早く同地に居住したのは宋氏一族であった。十九世紀初頭において、同村に住む人々は宋氏のみであったが、十九世紀後半以降になると、趙、張、謝、孫姓を名のる人が居住する様になった。二十世紀に入って、さらに夏、孔、李、葉、姚姓を名のる人が同村にふえた。これら古い姓と新しい姓の関係及び現在の姓の数を図5-(1)、表5-(1)に示す。

図5-(1) 宋村における各姓の関係



宋村において新しい姓が生まれた要因は次の二つである。第一に、結婚によって男子の養子を迎える場合、子供は父親の姓を継ぎ、村内に新しい姓が始まる。第二に、生活苦の為に宋村の親類、知人を訪ねて、他の村より移転して来た時から新しい姓が始まった。従って別姓であっても親戚関係でありうる。宋村の場合、この様にして成立した自然村である為に、宋家を中心として、ほとんどの姓が親戚関係にある。

二十世紀に入り宋村の歴史上、社会変動の画期となった時期は、第一に解放戦争期、第二に共産党政権の成立と土地改革期、第三に1980年以降、生産責任制の導入期、以上三つの時期である。解放戦争以前において宋村では、二戸の代表的な地

表5-(1) 姓別戸数

姓	戸	%
宋	19	42
張	10	22
孫	4	9
趙	3	7
李	3	7
葉	2	4
孔	1	2
姚	1	2
謝	1	2
夏	1	2
計	45	100

主がいた。いずれも宋姓であり、いわゆる郷紳であった。すなわち、地主であり、末端行政事務も担い、かつ宗族の代表でもあった。但し、同村における地主の所有地は、大きな地主でも約50畝であり、小さな地主はわずか約20畝にすぎない小地主であった。

抗日戦争期において、同村周辺は戦場となった。今も残っている宋村の池には、村民数十人が投げ込まれ、日本軍によって銃殺されたと伝えられている。隣村では数百人の村民が一ヶ所の家屋に封じ込まれ、焼き殺されたという。同村周辺の農民の中には、国民党軍に加わった者もいたが、共産党軍により多く参加した。宋村においては、宋家の代表的な二戸の地主が村民十数人とともに共産党軍に加わった。宋村では村民が日本軍によって虐殺されるとともに村が破壊されたため反日感情が高まり、抗日戦争に地主を先頭として村ぐるみで参戦したものである。解放戦争に参戦した村民は、解放後、朝鮮戦争にも加わり、その多くが党、行政の幹部となった。彼らは再び農民として村に帰る事はなかったが、村の元有力者が、党、行政の幹部として出世したため、村民の党への信頼感は今日でも強いものがある。

解放後人民公社時代において、同村は生産小隊となった。この時期には人民公社（生産大隊、郷）から幹部が村に派遣され、村の政治、経済を統括していたが、生産責任制実施以降、幹部が常駐する事は無くなった。

(2) 宋村の宗教

① 祠堂と土地廟

祠堂

新庄村内には、かつて大きな祠堂があった。しかしその祠堂は解放戦争時に破壊された。現在ではその跡地に中学校が建設されており、往時の姿をとどめていない。かつて祠堂内には約10名の僧がおり、義田もあった。祠堂は同時に、官吏登用の為の学校でもあった。

祠堂内には18体の像が祭られていた。その中には、男の子を生む効能があると言われる観音様（送子娘娘といわれた）や祖母廟などがあった。

村民が祠堂に行なう共同活動は、三月末に行なわれる廟会、各仏ごと

に決っていた参拝日における礼拝、仏像・祠堂修理などであった。

解放後、荒廃した祠堂にもわずかであるが参拝する人がいた。しかし、文化大革命中に宗族制が厳しく批判され、わずかに残っていた祠堂、廟も徹底して破壊された為に、宗教的象徴は消失した。党の政治的、精神的影響力が強い同村では、解放以降における執拗な反宗教キャンペーンによって、宗教的儀式は表面的には「死滅」している。

土地廟

解放前、宋村の土地廟は村の入口にあった。解放後同村の土地廟は取り崩され、現存するものはない。また県内にも、現在ではほとんど見る事ができない。

宋村周辺部の土地廟の本尊は陳広輝という名を持っていた。陳広輝は同地域から出た昔の高官の名であると伝えられており、地域の人々に厚く貢献したといわれている。陳広輝を本尊とする土地廟は銅山県のみでなく、隣接する安徽省北部の県にも共通するものであった。

村民が土地廟に参拝する時は、旧正月と葬式である。一家の中で死者がでた時に土地廟の神に通知する儀式を行なった。儀式とは土地廟の中にある灰を入れた鉢の上に紙をのせ、周囲にはローソクと線香を焚く。遺族が静かに鉢の上の紙を取り出し、灰の中に線が残っておれば土地の神に死者が出た事を認識してもらえ、というものである。この他、大きな廟に行く時間的、経済的余裕の無い時に、土地廟の神に祈る事も少なくなかった。

村民は土地廟に対して、一村の人間関係を管理する神、あるいは村の精神的支配者、また地方に派遣された神という評価を与えてきた。

② 葬式と墓

宋村の葬式は親類以外の者が手伝う場合が多い。知人、友人も葬儀に出席するが、死者への祈りは主として親類が行なう。同村では、知人、友人の場合、一般的に香典は約10元であるが、親類は数十元であり、社会的地位によって額は異なる。葬式後の宴は、一般に簡素に行なわれる。葬儀の様式は、他の漢民族の村と共通している。棺の前の土器に、金を意味する紙や、故人が生前欲しが得られなかった物の紙細工を焼き、その後埋葬する。埋葬した後、三日間は故人が好きであった料理を供える。

宋村の墓地は、村から1キロメートル離れた山地にあり、周辺の二行政村にまたがる十村が共用している。しかし、山へ埋葬せず、自らが耕作した耕地に埋葬する事がかつては多かった。自分が汗を流して働いた場所に、死後も埋葬されたいという強い意思が、今日の中国農民にも残っている。しかし、解放後、その意識は封建思想として批判されたため、銅山県では、畑の中にある墓は一掃され、畑は平坦にされた。¹⁾一掃とは言っても、土中に棺は存在し、棺の上の1立方メートル程の盛土が崩されただけである。従って先祖の墓の上には目じるしが附され、畑の中の墓は、依然として墓として認識されている。農民の中には、先祖の墓を畑から掘り出し、一ヶ所に集める者もいる。墓を移す作業は直系の者が行ない、その際、宗教的儀式を取り行なう。儀式を指揮する人物は風水先生と呼ばれる道教の神官であり、数村に一人ほどいる。神官は墓の位置、場所を決定する。特に男の子が生まれず、家が絶える恐れがある家や、死者、病人が多くでる家は、神官が定めた場所に移す事がある。墓を移す場合、家長の親、祖父の墓までであり、それ以前の祖先までさかのぼる事はまれである。²⁾

銅山県では解放以後も土葬が一般的であったが、1983年、火葬場が徐州市に建設されて以降、火葬すべき事が法によって定められた。土葬した事が地方政府にわかった場合には高額の罰金が課せられる事となった。その為、83年以降、銅山県では火葬が一般化した。また畑に土葬される事は全く行なわれなくなった。

宋村における畑の中にある墓が、自らが下請された耕地と違った場所にある場合に問題化する。その際、当事者間で協議されているが、下請地変更に関する地方政府の許可は得られていない。

(3) 宋村の生活

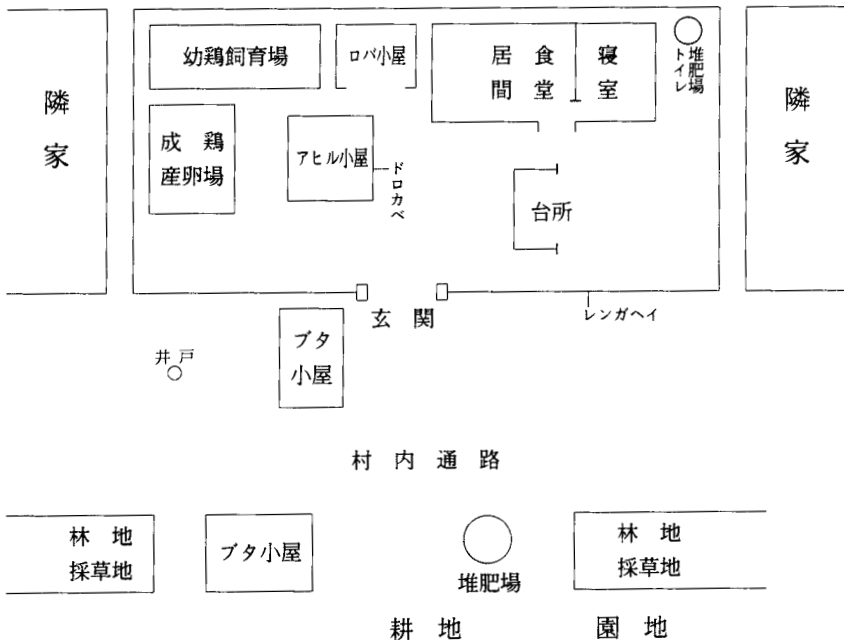
① 結婚

中国農村の結婚は、一族と他の一族との親戚関係を結ぶ儀式という側面で、恐らく世界で最も「社会的」性格を強く持っている。その事は、一族の祖先崇拜に直結する葬式に対しても言える事である。葬儀は単に死者一個人に対して

行なわれるものではなく、一族の「孝道」的儀式という側面が強く、祖先崇拜の証の場でもある。同様に結婚は、異なる族間で血縁関係を結び、子孫を繁栄させる為の儀式という性格を強く持つ。儒教文化圏の中心である漢民族は、あらゆる社会関係の中で最も信頼するに足る血縁関係を、世界観、宇宙観の中心に据え、血縁関係を宗教化した。それ故に結婚には一族の宗教的儀式という性格が附与された。しかし、中国農村に数千年続いた伝統的な結婚形態にも近年変化が見られる。宋村の結婚事例を見よう。

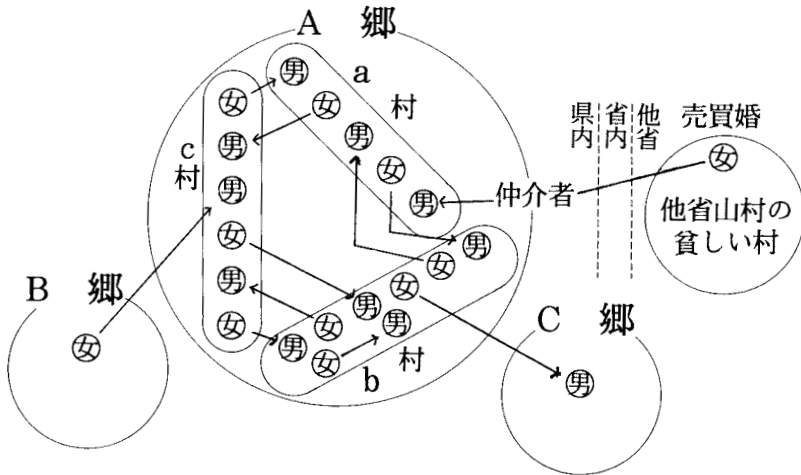
宋村では子供が結婚すると親は長男と同居する場合がほとんどである。同居とは言っても同一敷地内の別棟に住み所帯は別にする場合が多い。従って、別棟を建築、改築する必要がある、住宅建築費が結婚費用のかかなりの部分を占める。図5-(2)に示す家は（農家番号①附表1）長男が結婚すると、従来の住宅を改築して長男夫婦が住み、親は隣の鶏舎を改築して住む。二、三男が結婚し、同一敷地内別棟に住む場合もある。

図5-(2) 宋村の農家



解放前、中国の農村では、子供の結婚相手は親同士によって決められるケースが一般的であった。解放後、このような結婚は封建的であると批判され、特に文革後は積極的に自由恋愛が奨励された。今日では宋村においても自由恋愛による結婚が普通である。但し恋愛、結婚に関する同族内のルールが失われた

図5-(3) 村を中心とする婚姻関係のモデル



※ a, b, c村などは自然村

のではない。同姓不婚の原則は今日でも貫ぬかれている。また、以下に述べる様に、近年結婚の「商品化」が顕著となるなど、結婚は多様化しつつある。

表5-(2), (3)は、宋村に現在居住する嫁の出身地、及び娘の嫁ぎ先である。同じ郷内の村との通婚が圧倒的に多く、郷以外との婚姻関係は非常に少ない。特に娘の嫁ぎ先の場合には95パーセントが同郷内に嫁いでいる。同村内の婚姻関係は二組(宋友平-張文発, 夏慶軍-張文達)であるが、いずれも異姓間であり、血縁関係は非常に薄い。

嫁の出身地の中で特徴的な点は、省外から9人来ている事である。その内8名は80年以降の結婚によるものである。通常の婚姻は郷内か遠くても隣郷であり、数キロメートル四方の極めて狭い通婚圏であるにも拘らず、何故1000キロメートル以上も距てられた婚姻例が9件もあるのか。その理由は以下の事実に

表5-(2) 嫁の出身地

出身地	人
同郷の他村	39
外省	9
同村	2
同県その他郷	1
同省の他県	1
計	52

表5-(3) 娘の嫁ぎ先

嫁ぎ先	人
同郷の他村	32
同村	2
同省の他県	2
計	36

に基づいている。80年以降の8件の婚姻は、いずれもブローカーを通じた売買婚である。嫁の出身地は、四川省5人、貴州省3人であり、いずれも宋村より貧しい山村の出身者である。ブローカーを通じて買う側の宋村の農家は、いずれも経済的事情により嫁を迎える事ができない農家である。その場合、農家はいずれも2000元をブローカーに支払っている。³⁾ブローカーから嫁の家に行く支払われているかは定かでない。通常、同郷内で結婚する場合に要する費用は5000元であると言う。⁴⁾結婚資金は、中国では通常男の側が用意する。主な用途は、家の新築及び増改築費用、電気製品、ミシン、タンス等の家財道具、結婚披露宴の経費である。結婚披露宴も派手に行なうので結婚費用は1人当り年収の数倍を要する。⁵⁾ブローカーから花嫁を買った場合は、結婚式も簡素に行なう事ができる。宋村だけでも8例あるこの様な売買婚は、新庄村内では数十例から百例近くあると言われている。花嫁達は親戚や村人達からは平等に扱われているが、狭鎖的な中国農村社会にあって、この様な婚姻関係を快く思わない人も村内外に少なくない様である。売買婚が成立し、結婚した時点ではブローカーと花婿側との関係にとどまり、嫁の家との直接的な関係は形成されない。しかし、数年経過した後、嫁の家との文通、往来が始まったケースもある。この様な婚姻形態が一般化した要因は、双方の農家の貧困（嫁の家はより貧しい山村の農家）によるものであり、嫁の家も本人も合意の上で来ている場合が多い。しかし、ブローカーに騙されて売買された場合には問題が表面化する場合がある。数年前、売買された嫁が訴えて問題となり、隣村のブローカーが検挙された事があった。ブローカーの実態はヤクザであり、郷レベルのグループか

ら、全国レベルの組織までであると言われているが、その実体は不明である。この様な婚姻形態は、本人が同意しているとは言え、人身売買に限りなく近いものである。80年代、市場経済の導入と自由化の波が、農家を維持する上で最も重要な社会的行為である結婚にまで押し寄せたのであろうか。

農家にとって息子が結婚できない事は、より貧しくなり、家が絶える事を意味する。息子に魅力がなく結婚できない場合、親は娘を先方の息子に嫁がせ、見返りに先方の娘を嫁にもらうというケースが宋村にもあった。自由恋愛が主流となったと言われる中国農村の婚姻形態も、依然として「家の維持」=「孝」を基本にしている事に変わりはない。

② 産児制限

中国社会の中でも特に農村社会においては男の子を得る事が何より重視される。その背景には、累々と続く家系を維持するという長期的及び精神的・イデオロギー的な目標と、老後における生活の保障を得る、という短期的、物質的目標とがある。この両者は一体のものである。親は男の子を得ようとする多産にならざるを得ず、その事が農村における過剰人口に拍車をかけて来た。

1982年以降、地方政府は産児制限政策（政府は「生育計画」と称している。）を本格化させた。82年以降、県政府は90年までの人口伸び率を1パーセント以内と定めた。そして次の様な、強制的産児制限策をとった。

第一に、農民に対して罰金を課する。2人目の子供を生むと、82年には200元の罰金が課せられた。以後、罰金額は漸増し、90年には1200元となった。3人目以降では罰金額が50%ずつ増加する。この罰金額は県によって異なっている。労働者に対しては増税が課せられる。同県では、2人目10パーセント、3人目15パーセント、4人目20パーセントの増税がそれぞれ附加される。これは子供が14才になるまで続けられる。さらに、5年ごとに行なわれる昇給が停止される。また、90年から、地域によっては退職という厳しい措置もとられている。

第二に、同村では農地が配分される際に、家族数に応じて配分されたが、2人目以降の子供に対しては、農地が下請される際の家族構成員数に入れられない。それ故に、同じ家族人数の農家であっても農地の下請面積が少ない事が

あり得る。

第三に、強制的避妊が行なわれる。82年、「生育計画」政策が本格化し、郷内で2人以上子供を生んだ女性に対して、強制的な卵管摘出手術が行なわれた。拒否しようとした女性も警察官によって車で連行され手術されたと言われる。卵管摘出手術が行なわれたのは一年だけであり、その後2人目の子供を生んだ女性に対して、強制的に避妊具を装着する手術が行なわれている。今まで郷内でこの手術が行なわれた人は1000人を超えている。

このような厳しい措置が取られても、人口増加率は地方政府の定めた目標を上回っている。農民の中には他の郷や親類の家で秘かに生む人も少なくないと言われる。農民にとって男の子を生む最大の理由は、貧困からの解放である。貧困からの解放がなければ人口増は続き、強制的「生育計画」は無意味であろう。

③ 消費生活

宋村の消費生活は80年代以降急速に豊かになりつつある。1982年、同村に電気が入り、電機製品の普及が始まった。生産責任制実施にともなう、現金収入の増加は、消費財普及の物質的保障となった。テレビは83年より村内に入り始め、88年以降、急速に普及し、既に50パーセント以上の農家が白黒テレビを所有している。カラーテレビは91年時においては2台のみであった。扇風機、腕時計はほとんどの農家に普及し、自転車は一家に2、3台所有している家が少なくない。ミシンも80年以降普及して来たが、結婚する際の花嫁道具として購入する場合が多い。(表5-(4))

表5-(4) 消費財所有

消費財	宋村の 所有農家(戸)	%	全国 農村地帯(%)	全国都市 世帯(%)
テレビ(白黒)	23	51	31.4	59.2
扇風機	40	89	—	117.4
ミシン	26	58	52.4	70.8

※宋村は1990年12月時点
全国は1988年

表5-(5) 年間収入別農家数

収入別	農家数(戸)	%
1000元～	1	2
2000元～	1	2
3000元～	7	16
4000元～	6	13
5000元～	13	29
6000元～	6	13
7000元～	7	16
8000元～	2	4
9000元～	1	2
1万円～	1	2
合計	45	100

表5-(6) 国民収入の推移(名目)

年	国民一人当収入(元)
1960	183
1965	194
1970	235
1975	273
1980	376
1985	674
1988	1081

『中国統計年鑑』より

表5-(5)は宋村の年間収入別農家数である。5000元～6000元の農家が最も多く、一戸当平均すると5210元である。宋村の一人当平均は1122元であり、表5-(6)の1988年国民一人当収入1081元、及び、同年の農民一人当収入平均545元、江蘇省農民一人当平均797元をいずれも上回っている。

宋村のみならず、中国の農村は、80年代に入って急速に商品経済化が農村に浸透した。しかし、家電製品、家具等の耐久消費財、肉、魚、雑貨等あらゆる物価は80年代後半には年率10%以上も上昇しており、家計費は膨張し続けている。その結果農家の階層による較差は拡大傾向にある。

宋村では新しい商品作目として養鶏が広がっている。そして、養鶏の規模拡大を行ない、年間収入一万元前後の農家が出現する一方で低所得層も現われている。例えば1500元しかない(附表1)農家番号④の様な農家もある。④農家は老人世帯で子供もなく、年金生活者である。物価、賃金上昇率が低かった70年代以前に比べて、年金生活世帯、後継者、労働力のいない世帯の家計は圧迫されている。

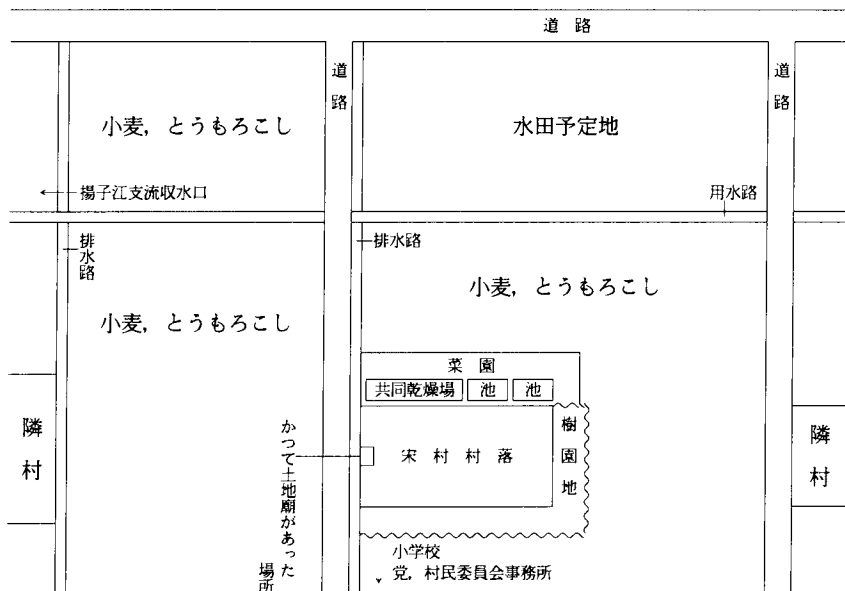
(4)宋村の生産と経営

① 土地利用

宋村の耕地は村の南側及び東側に広がっている。

1982年より、宋村では生産請負制が実施された。1982年は厳密な分割は行なわれず、自己申告によって土地が分割された。しかし村人の中に不公平感が強かったため、1983年には農家構成員数による分割が行なわれた。耕地を、地味と水利条件、位置を異にする5ヶ所の耕区に分け、それぞれ45戸分に分割した。耕区内農地にすべて番号を附し、農家はくじを引いた。耕区内農地にも条件の良い農地と悪い農地がある為に面積は一定ではない。

図5-(4) 宋村村落概要



宋村の一戸当たり平均家族数4.64人、農業従事者は3人、一戸当たり平均耕地面積は6.89畝(46アール)にすぎず、非常に零細規模である。

耕地の他に菜園、樹園地、乾燥場、池も下請され、農家に分割された。菜園、

樹園地はほとんどの農家へ個別に分割されたが、東、西二つの池は希望する二つのグループに分割された。乾燥場も6つのグループで共同利用されている。この他、灌漑路は行政村を管理主体とした、流域の農民による工事によって1990年に完成した。灌漑路管理費として、農民1人当たり年間10元が行政村に徴収される。従来は排水路のみであったが、揚子江支流から引かれた用水路が完成した事によって、今後、畑地を水田化する事が可能となった。用、排水路内及び、その周辺部の空地も、水路を利用しない季節には農家に分割され、菜園(なたね等)として利用されている。⁶⁾

② 農業生産と農業経営

宋村の農家45戸のすべてが、日本流に言えば、第一種兼業農家と専業農家であり、その内43戸が70パーセント以上の所得を農業から得ている。(表5-(8))宋村は都市に比較的近いが、兼業機会が少なく、農業収入の割合は非常に高い。(図5-(7))園地での主要品目の作付体系を図5-(5)に示す。また、各圃場、池、樹園地(採草地)、家畜と人間の物質循環を図5-(6)に示している。樹園地は採草地としても大事に利用される。池の藻、人間・家畜の糞尿などは草、灰と混ぜられ堆厩肥として完全に利用される。小麦作の場合、化学肥料は、年2回、1畝当たり150斤が投与されている。

表5-(7) 農業経営の類型別農家数

経営類型	戸数
食糧・養鶏・ブタ	20
食糧・養鶏	11
食糧・ブタ	6
食糧・養鶏・ブタ・アヒル	4
食糧・ブタ・アヒル	1
食糧・養鶏・養蚕	1
養鶏	1
アヒル	1
計	45

(食糧は小麦、とうもろこし)

表5-(8) 農業収入率別農家数

農業収入率	農家数(戸)	%
50%未満	0	0
50%～	2	4
60%～	0	0
70%～	10	22
80%～	31	69
90%～	2	4
計	45	100

図5-(5) 宋村作付体系

作日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	注記
冬作	小麦					●					×			収穫高は1畝当約1000斤 (500kg) 園地
	冬野菜		~~~~~●								×		●	
夏作	棉				×				●					小麦と間作 } 小麦圃場の表作 園地
	とうもろこし				×				●					
	だいず				×						●			
	ピーナツ				×					●				
	いも				×						●			
夏作	夏野菜		×	~~~~~●	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	●			園地 かんがい工事中の圃場
	稲 (1991年より予定)				×	~~~~~△					●			

図5-(6) 人と環境の物質循環

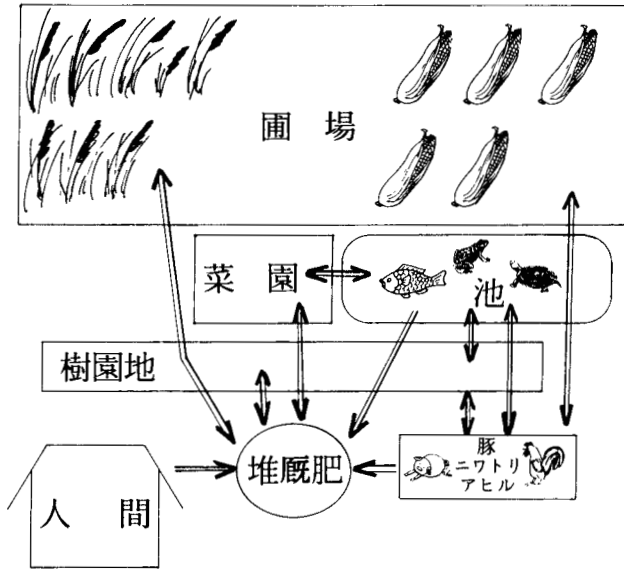
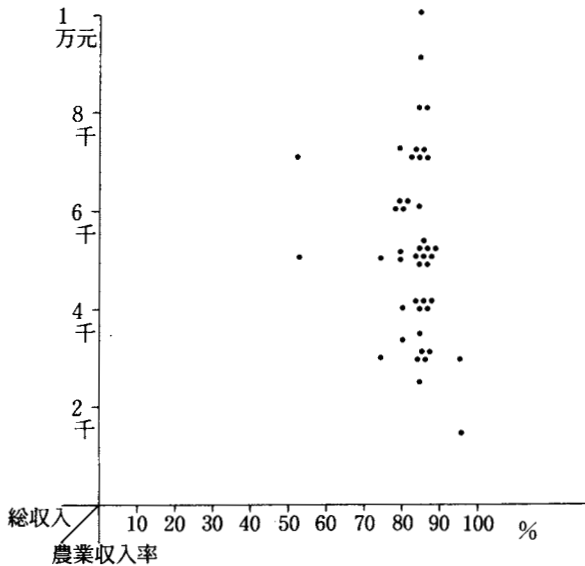


図5-(7) 農業収入率と総収入の相関



同県の場合、食糧の供出義務は農民1人150斤である。小麦を供出した場合、1斤当り0.22元にすぎないが、自由市場価格は0.32元である。

表5-(7)は宋村45戸の農業経営を類型別に示した。食糧・養鶏・ブタの組合せが最も多く、食糧・養鶏と食糧・ブタがこれに次ぎ、食糧生産のみの農家は全くない。いずれも、耕種と畜産を組合わせた多様な経営を行なっている。但し、表5-(7)では主要なものにとどめたため省略したが、さらに多くの作目がある。耕地では棉、園地ではピーナツ、いも、野菜、樹園地では木材、果実、池では魚、かえる等が養殖されている。また1991年以降には、稲作が導入される予定である。

1985年、宋村に養鶏が導入される以前において、同村の品目別農産物販売額の1位は小麦であった。しかし1991年現在、販売額1位となった品目は養鶏(採卵鶏)である。同村で養鶏が導入されるきっかけは隣村の医師が始めた養鶏が成功した事である。91年現在、この医師は成鶏で2千羽を飼育している。宋村の最大規模経営は約1千羽、少ない農家は百羽である。同村の農家販売額における養鶏の割合は、多い農家で80パーセント、少ない農家でも20パーセントを占める。販売額中の費用は $\frac{1}{3}$ 程度であり、エサはすべて自給される。養鶏農家が生産する穀物(小麦、とうもろこし)の多くの部分はエサとして消費されている。

③ 共同経営

農業経営は完全な個人経営であり、共同経営の部分は少ない。宋村における共同経営をしいて挙げると、池の経営であろう。東、西二つの池のうち、西池は、農家番号②張文覚氏が1983年より請負っている。西池はできてから80年の歴史があり、日照の時も干上らない。東池は解放後できたものである。82年以降農家番号③姚念雲氏が請負っていたが、干上がり、魚、エサ等の投資が回収不能となった為、89年より、経営権を、農家番号①、②、③、④、⑤など6戸の共同経営に譲った。この6戸は農家番号①宋孝卓氏を中心とする親類関係にある。

しかし、親戚関係を中心とする共同経営は池以外には拡大せず、多忙な時の手間代え、不在時の家畜の世話等は、親類間のみで行なわれるとは限らず、近

所の友人間で行なわれる事も多い。

主要農業機械は個人所有ではなく村で所有され、共同で利用される。宋村で所有し、共同で利用される農業機械は、脱穀機2台、小型トラクター1台であり、行政村で所有する農業機械は大型トラクター3台と播種器である。小麦の播種と収穫は大部分が機械によって行なわれる。その場合、作業はオペレーターが行ない、個別農家が作業料を支払う。

④ 農外労働

宋村農家の中で賃労働者、自営業者のいる農家は19戸であり、その職種を表5-(9)に示す。この他、道路、水路補修などの臨時的賃労働に就く農家もある。郷鎮企業への就労者が、同村には3名おり、賃金は月30元～56元である。しかし、89年～90年の間に2つの郷鎮企業が倒産した。

農外労働者が1人でもいる農家は村内農家の内42パーセントであるが、農外労働者数は村内全就労者の13パーセントにすぎない。大都市近郊でありながら農外就労者は極めて少ない。他方、土地は狭隘であり飼料基盤も貧弱である。今後農外就労を促進させつつ農業経営の規模拡大を図る必要に迫られよう。

表5-(9) 農外労働職種

職 種	人
教 員	4
商業(小売)	4
郷鎮企業	3
建築業	2
飲食店	1
写真屋	1
運転手	1
鋤 業	1
その他労働者	3
計	20

附表1 宋村

姓別	番号	戸主氏名	年 令	家族数	農業従事者	農外労働従事者	職 種	農 業 経 営	組営面積	年間収入
宋	①	宋 孝 卓	59 才	4 人	3 人	0		小麦・鶏・ブタ・アヒル・ロバ	6 畝	7,000 ^元
	②	宋 広 成	57	4	3	1	教 員	小麦・ブタ	6	7,000
	③	宋 孝 啓	32	4	2	1	商 業	小麦・ブタ	6	5,000
	④	宋 光	20	5	5	0		小麦・鶏・ブタ・アヒル	9	7,000
	⑤	宋 友 紹	67	8	8	1	商 業	小麦・鶏・ブタ	12	9,000
	⑥	宋 友 華	32	5	2	1	建 築 業	小麦・鶏・ブタ・アヒル	6	5,000
	⑦	宋 友 強	28	3	2	0		小麦・鶏 (200)・ブタ	5	3,500
	⑧	宋 友 銭 (昨年死亡)	3	1	0	0		小麦・鶏 (200)	5	4,000
	⑨	宋 友 忠	33	4	2	0		小麦・鶏 (500)・ブタ	5	5,000
	⑩	宋 孝 培	59	4	4	0		小麦・鶏 (300)・ブタ・ロバ	6	6,000
	⑪	宋 孝 勤	55	3	3	0		小麦・鶏 300・ブタ	5	3,000
	⑫	宋 友 志	32	4	2	0		小麦・鶏 600・ブタ・アヒル	5	4,000
	⑬	宋 友 軍	26	4	2	0		小麦・鶏・ブタ・牛	5	2,500
	⑭	宋 成 祥	36	6	2	0		小麦・鶏 300・ブタ	6	5,000
	⑮	宋 友 勝	53	3	3	0		小麦・ブタ	5	6,000
	⑯	宋 友 徳	56	6	1	1	鉱 業	小麦・ブタ	9	6,000
	⑰	宋 友 平	52	7	7	0		小麦・鶏 1000・ブタ・ロバ	13	10,000
	⑱	宋 成 軍	52	5	4	1	郷鎮企業	小麦・鶏 400・ブタ	9	5,000
	⑲	宋 友 良	59	1	1	1	写真屋	小麦・鶏	1.7	7,000
張	⑳	張 文 貞	59	5	4	1	教 員	小麦・鶏 400・ブタ・ロバ	9	7,000
	㉑	張 文 達	59	3	3	0		小麦・鶏 400・ロバ	5	5,000
	㉒	張 彩 栄	35	4	2	0		小麦・鶏 600	5	5,000
	㉓	張 彩 倫	27	4	2	0		小麦・ブタ10	5	3,000

農家一覧

うち農業収入	解放後婚姻 その他で村 に入った人	嫁の出身地	結婚以外の理 由で戸籍から はずれた人	解放後他村 に結婚して 出た人	結 婚 先	共同経営の有無	消費財の所有		
							テレビ	扇風機	ミシン
80 %	1 人	山東省	1 人	1 人	同 郷	池		○	○
80	(2)	死 亡	0	3	同 郷		○	○	○
80	1	同 郷	0	0			○	○	
80	1	同 郷	1	1	同 郷				
80	1	四川省	0	0					
80	1	同 郷	0	0				○	○
80	1	同 郷	0	0				○	○
80	1	四川省	0	0			○	○	
75	1	四川省	0	0			○	○	
80	2	同郷・貴州省	0	3	同郷2・同県その他郷1			○	○
80	1	同 郷	0	1	同 郷			○	
75	1	同 郷	0	0				○	
80	1	同 郷	0	0				○	○
80	1	四川省	0	0			○	○	○
75	1	同 郷	1	2	同 郷			○	○
75	1	同 郷	2	1	徐州市		○	○	○
80	1	同 郷	0	0	同 村			○	○
50	2	同 郷	1	2	同 郷		○	○	○
50	1	同 郷	5	0			○	○	○
75	1	同 郷	1	2	同 郷		○	○	○
80	1	同 郷	0	2	同村1・同郷2			○	○
80	1	同 郷	0	0			○	○	○
90	1	同 郷	0	0					

附表1 宋村

張	㉔	張彩陶	36	4	2	0		小麦・鶏 400・ロバ	7	5,000
	㉕	張彩祥	25	4	3	1	教員	小麦・鶏 200	3.5	3,000
	㉖	張文覚	54	5	4	0		小麦・鶏 500・ロバ	9	5,000
	㉗	張文春	48	5	4	1	飲食店	小麦・ブタ・牛	9	6,000
	㉘	張文徳	30	4	2	1	電機技師	小麦・鶏 100	5	3,000
	㉙	張文発	47	6	6	0		小麦・鶏 400・ブタ・ロバ	11	6,000
孫	㉚	孫孝彬	60	7	5	1	郷鎮企業	小麦・鶏 200・ブタ6	11	7,000
	㉛	孫孝恩	45	3	2	0		小麦・鶏 300	5	3,000
	㉜	孫孝洋	30	4	3	0		小麦・鶏 200	7	3,000
	㉝	孫孝林	31	5	4	1	建築業	小麦・ブタ2・アヒル40	7	5,000
趙	㉞	趙徳超	30	4	2	2	教員・労働者	小麦・鶏 200	6	4,000
	㉟	趙振国	56	3	1	0		鶏 100	0	5,000
	㊱	趙念清	73	2	0	0		アヒル	0	1,500
李	㊲	李立華	33	5	3	0		小麦・鶏 300・ブタ・ロバ	6	4,000
	㊳	李立新	30	4	2	0		小麦・鶏 200・ブタ3・ラバ	5	4,000
	㊴	李志軍	30	6	3	0		小麦・鶏 600・ブタ5・牛	9	5,000
葉	㊵	葉長勝	42	4	1	1	郷鎮企業	小麦・鶏 100・ブタ2	7	5,000
	㊶	葉長忠	38	8	5	1	商業	小麦・鶏 300・ブタ2	9	4,000
孔	㊷	孔繁徳	50	5	4	0		小麦・鶏 500・養蚕・ロバ	9	7,000
姚	㊸	姚念雲	78	6	2	1	養鶏技術者	小麦・鶏 200・ブタ	11	8,000
謝	㊹	謝芳標	60	10	5	1	商業	小麦・鶏 400・ブタ3	15	8,000
夏	㊺	夏慶軍	31	6	4	1	運転手	小麦・鶏 300・ブタ2	10	6,000
計				209人	135人		20人(19戸)		310.2畝	234,500元
一戸当平均			44.2才	4.64人	3.0人				6.89畝	5,210元

農家一覧

80	1	同郷	0	0			○	○	○
70	1	同郷	0	0				○	○
80	1	同郷	0	0		池		○	
75	1	同郷	0	0			○	○	○
80	1	同郷	0	0			○	○	
80	0	同村1人	0	0			○	○	○
80	2	同郷	0	3	同郷	池	○	○	○
80	2	四川省	0	0					
80	2	同郷	0	2	同郷	池			
80	2	同郷	0	2	同郷	池	○	○	
80	1	隣県	0	0				○	○
70	1	同郷	3	0			○	○	○
90	1	同郷	0	0				○	
80	1	貴州	0	2	同郷			○	
80	1	同県他郷	0	0			○	○	
80	1	同郷	0	2	同郷		○	○	○
75	1	同郷	1	0			○	○	
80	2	同郷・貴州	0	1	同郷			○	
80	1	同郷	0	2	同郷		○	○	○
80	1	同郷	0	0			○	○	
80	3	同郷	0	1	同郷	池		○	○
75	1	同村	2	1	同郷	池	○	○	○
180,400元	52人(44戸)		18人(10戸)	34人(19戸)			23	40	26
4,010元									

附表注) は次ページへ

附表注)

宋村における輩份名

福 — 禄 — 延 — 喜 — 恒 — 景 — 興 — 超 —
— 文 — 広 — 孝 — 友 — 承 — 開 — 善

6. 湖南省長沙市幹杉郷斗塘村の事例

(1) 斗塘村の概況

斗塘村は省都長沙市中心部より東へ約50キロメートルの位置にある客家系の村である。郷は14村に分かれ、人口は2万人余り、斗塘村は400戸、1600人を擁する。行政村である斗塘村は16の組に分かれており、1つの組は約30戸であり、この組が、歴史的に、生活と生産の単位であった。本稿は同村第三組の事例である。

幹杉郷には唐姓が多い。唐氏の祖先が同地に移住したのは明代である。唐氏一族はそれ以前には江西省に定住していた。一族が江西省から移住して来た経緯は、以下の様に伝えられている。唐氏の将軍が同地において、王の命令を誤解して村民を殺戮してしまったため、村民はいなくなった。その事が要因で唐氏の将軍は失脚し、一族は江西省から同地へ移住した、というものである。

以上の事は一族の族譜に記されている。唐氏の族譜は祠堂に保存されている。族譜によると、唐氏の祖先は、唐代に北方より南方に移住したとされている。郷内にかつてあった祠堂は「支祠堂」と一般に言われており、これとは別に「本祠堂」が隣接する郷、谷塘郷連盟村にある。解放後も「本祠堂」、「支祠堂」は存続したが、1971年、古い「支祠堂」が取り壊され、小学校になった。土地廟は文革前まで村内にあったが、文革中にこれも破壊された。

(2) 族長の機能と役割

今日、斗塘村内16組の中で10組に唐氏の族長がいる。族長は組内唐氏の中で輩份が高く、かつ広く尊敬を集めている人物が選ばれる。解放前において、族長は祠堂で行なう宗教儀式をつかさどるばかりでなく、族規違反者への処罰及び行政末端の事務機構を担っていた。解放後においてそれら族長の権限と役割

は否定された。特に文化大革命中は族長という名称、機能は厳しく批判され、同村の族長制は解体したかに思われた。しかし、1980年代に入って、同村の族長は次々に復活した。

同村第三組の族長は、唐徳林氏である。唐徳林氏は戸主ではなく、長男唐良雲氏（附表2 農家番号⑧）に戸長を譲った。良雲氏は現在組長である。族長である唐徳林氏は1962年より83年まで党支部の書記を勤めた。かつての族長の仕事であった結婚式、葬式の司会は、当時は書記が行なった。同村三組において族長の名称が復活したのは、唐徳林氏が党書記を退き、族長に就任した1983年である。族長は選挙や特定の推薦人によって選ばれるものではなく、衆目の一致する人物が選ばれる。唐徳林氏は党活動のリーダーであり、かつ輩份も高い。文革中の冠婚葬祭においても族長と同様の役割を果たした。唐徳林氏に決まる事が同村では自然のなり行きであった。今日ではかつての様な宗教儀礼の体現者としての役割は果していないが、組内一族の中で最も尊敬を集め、かつ村内外の公的行事には村の顔として必ず出席するとともに、村内もめごとの調停役も果たす。族長は行政組織の一つとしては認められていないものの、地方政府が農村政策を執行する上で、族長の存在は無視できない重みがある。同村の族長は党組織と融合、一致し、農村を支える社会的土台となっている。むしろ、中国共産党組織が、中国的農村共同体に吸収されていると言えよう。都市においては族長の復活は弱く、依然として党支部書記が社会的行事を担っているが、これも族長的権威の一形態と見る事ができる。

但し、党中央は依然として、同族活動は封建的なものと見ている事に変わりはない。同村、唐徳林氏は元の名を唐建徳と称した。今日、唐氏の中で、最も輩份が高くなった「建」を引き継がず、他の名に改名した。党员として、輩份を継ぐ事を恥と感じた為である。しかし、村民のすべてが、唐徳林氏は輩份が最も高い事を認識しているのである。（表6-(1)は漢詞にもとづく唐氏輩份を示す）

(3) 斗塘村の生活

斗塘村三組の戸主年代別割合を表6-(2)に示す。30才代、40才代の働き盛りの戸主が多くを占める。男の子が二人以上いると分家をするが、子供が長男の

表6-(1) 唐氏輩份を表す名

	禹	帝	鴻	門	開	世	業	玄
[明	高	時	成	貴	習	克	真
	行	建	仕	啓	任	為	先	

表6-(2) 戸主の年代別戸数

年代	戸	%
20	4	11
30	9	24
40	12	32
50	6	16
60	4	11
70	2	5
計	37	100

みの時は親と同居する。農業生産も親と共同で行なう。しかし、子供夫婦は親と別棟に住むか、金に余裕がある場合新居を建築する。

嫁の出身地は他郷が最も多く、次いで同郷他村、同村の順である。先章の事例宋村と比較すると通婚圏は広い。また売買婚の事例は同村では無かった。

新しい高級消費財を購入する事が、最も多い機会は結婚である。テレビはほとんどの世帯に入っており、カラーテレビ、洗濯機も普及しつつある。カラーテレビ、洗濯機、冷蔵庫は若い夫婦の三種の神器である。また、扇風機、ミシン、ラジオ、自転車もほとんどの世帯に入っている。(ミシン、ラジオ、自転車については個別調査していないが、聞きとりによれば、ほとんどの世帯に入っている。)結婚費用は、一般に中国南方諸省では多く、北方諸省は少ないとされている。同村では、電機製品購入費も含めて1万円が平均的な結婚費用である。(南部沿岸諸省では2万円が平均的だとされている)一般に中国人は消費財へのこだわりが特に強い事はよく知られている。その事は、人生の節目である、結婚と葬式の際によくわかる。結婚の時には一家の年収を上まわる結婚費用を使う。しかも、時代の先端に行く、彼らにとっては高価な消費財を無理しても購入しようとする。葬式の際の副葬品には故人が生前手にする事ができな

かった消費財を模した紙細工と一緒に埋葬し、死後における幸福を祈る。

斗塘村三組の一戸当り平均年収は12,400元であり、3万円に達する農家も4戸出現している。同村が豊かになったのは80年代に入り、生産責任制が定着して以降である。耐久消費財が村に入った時期も80年代半ば以降である。一度豊かになり始めた農村の消費生活を後もどりさせる事はできない。農家は農業経営の規模拡大、兼業化、出稼ぎを行ない、所得増大を図ろうとしている。

(4) 斗塘村の生産と経営

① 農地の下請制と利用貸借の拡大

斗塘村第三組の生産請負制は2段階にわたって行なわれた。同村では1979年、組内37戸を4つの小組に分割し、それぞれ小組の土地を決めた。小組は土地を分ける為の小単位として暫定的に決められたものであり、組内の自治組織と言

表6-(3) 嫁の出身地

出身地	人	%
同 村	6	16
同 郷	10	27
同県他郷	17	46
他 県	3	8
他 省	1	3
	37	100

表6-(4) 消費財の所有

消費財	所有農家	%	備 考
テレビ	25戸	68	うち1戸が2台所有
カラーテレビ	5	14	同
洗濯機	6	16	同
冷蔵庫	1	3	
自動車	2	5	営業用バス
オートバイ	2	5	
扇風機	32	87	うち23戸が2台以上所有

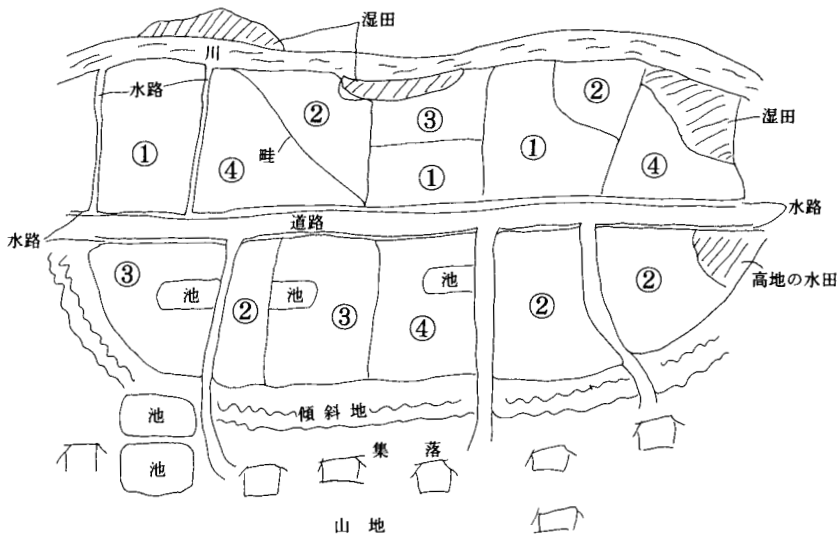
える様なものではない。小組の土地区画は、組内耕地を主要な畦畔を境に分割したものであり、一つの組の耕地は4～5ヶ所に分散している。湿田、高台の水田等、条件の悪い土地は、良田とは別に平均して小組に分割した。1982年、小組に分割した土地を、さらに一戸ごとに分割した。分割する方法は、土地に番号を附し、くじを引く方法であり、1戸当り3、4ヶ所に分かれた土地が配分された。

耕地は原則的に1人当り（村内の人に）1.1畝（7.3アール）が配分され、1戸平均に換算すると4.9畝（33アール）と非常に零細規模である。⁶⁾ 1982年に配分された土地は、同年において、下請された耕作者が経営したが、翌年にはすでに土地の利用貸借が始まり、以後年々貸借面積は増大した。

農地貸借は通常、地方政府の管理下にはない。親戚関係にある者どうしの貸借は、村に届け出る必要はなく、親戚関係以外の者どうしの貸借は、村長、村民委員会に届け出て、契約書を取り結ぶことになっている。

表6-(5)は村内（三組）借り手を中心に見た農地貸借関係である。3戸の借

図6-(1) 斗塘村三組の土地配分



注) ①, ②等は組内の小組に配分された土地

表 6 - (5) 農地貸借関係

借り手農家農家番号	貸し手農家番号
⑬ 唐金亮	⑬, ⑭, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑ (他村, 2戸)
⑨ 唐善良	⑫, ⑩ (他村, 3戸)
⑥ 唐岸兵	⑮, ③, ④, ⑭, ⑳, ㉑, ⑤ (他村, 1戸)

注) 農家番号は附表 2 参照 他村とは他組

表 6 - (6) 貸借種別面積と農家数

借り手農家	⑥ 唐岸兵		⑨ 唐善良		⑬ 唐金亮	
	委託 農家数	面積	委託 農家数	面積	委託 農家数	面積
耕耘のみ	7 (1) ^戸	36(5) ^畝	5 (3) ^戸	33(10) ^畝	8 (2) ^戸	26(6) ^畝
全作業請負(1)	1	6	0	0	0	0
全作業請負(2)	0	0	0	0	1	6
請負計	8 (1)	42(5)	5 (3)	33(10)	9 (2)	32(6)
下請面積	8 ^畝		7 ^畝		8 ^畝	
経営面積	50		40		40	

注) ・全作業請負(1)は経費を委託者が持ち、(2)は受託者が持つ、請負方式の名称は筆者による。
 ・耕耘の()内数字は、他組農家から委託されたもので内数。
 ・下請面積とは、各農家1戸ごとに組から割当てられた面積。

地農があり、それぞれ、第三組内外農家5戸ないし9戸の農家から借地して経営している。表6-(6)はこれを貸借種別に見たものである。大部分は耕耘のみ(犁耕による二期作年2回の耕耘)の作業請負であるが、全作業請負(1),(2)も1例ずつの事例がある。耕耘のみの作業請負は1畝当たり34元の請負料が支払われる。全作業請負(1)の方式は収穫高の内1畝当たり150斤の食糧(米)が地主から請負料として支払われ、残る収穫物は地主のものとなる。この場合、肥料、農薬、種もみ代等の経費は地主が支払い、国家への供出義務も地主が負う。全作業請負(2)は、1畝当たり250斤の請負料が現物で支払われるが、経費は請負者が持ち、収穫物は地主に渡される。(同村の平均的収穫量は1畝当たり米1600斤、

1・2期作合計である)この場合も国家への供出義務は地主が負う。これら三種類の農地貸借面積の総計は107畝であり、村(組)内農地に限っても86畝にのぼる。これは村(組)内農地面積182.7畝の47パーセントにのぼっている。また農家番号①唐斌革氏は全農地を村(組)外の親戚に貸している。これら、他村(組)への請負農地を含めると、組内農地の50%以上が貸借関係にある。このような農地の貸借関係が増加した要因は、第一に、同村は1970年代から賃労働、自営業等の兼業化が進み、労働者化する条件があり、また80年代の好景気を背景にして賃労働市場と自営業の市場が拡大したこと、第二に、経営面積が零細であること、以上の要因がある。土地の貸し手、及び借り手は親戚関係か、さもなくば非常に親しい関係である場合が多い。農民にとって、すでに農地は自己の所有地という意識が徐々に強くなっている。15年間という長期の下請が国家から認められており、農地には毎年投資が行なわれている。また、家人が死亡、転出等でいなくなった場合も、一家に与えられた土地は村(組)に返還されず、そのかわり、金、あるいは現物(1畝当り30元~50元、又は米200斤)が村に支払われる。この様に農地を組から購入(賃貸)する形で経営が維持されており、農地の所有権意識はより強くなる。

今後利用権移転をすすめる為にはまたいくつかのハードルが必要である。前述した様に、現在は耕耘のみの作業請負が多い。請負者は労働力2人か3人で3ヘクタール強の分散した農地を請負っている。ほとんど機械化されていない水田農業の現段階において、牛耕による耕耘中心の請負耕作から、全面的な経営請負に進む為には、田植機、コンバインの普及、土地利用の調節(交換分合)がなければ全面的な経営請負には進み得ず、現在の請負耕作が限界であろう。

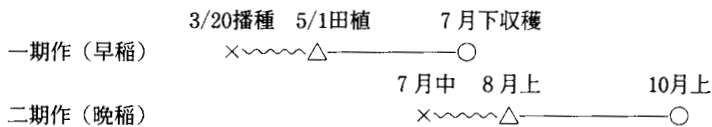
② 農業生産と農業経営

湖南省は水稻二期作地であり、主幹作目は米作である。同省農学院で開発された高収穫性品種(Hybrid Rice)は省内のみならず、全中国に普及された。1974年からHybrid Riceは同農学院研究所で試作され、1979年より普及段階に入った。現在では全国の30パーセントが高収穫性品種である。省内では特に高収穫性品種が普及しており、早稲は15パーセント、晩稲は85パーセントに達している。

斗塘村で行なわれている水稲二期作の年間作付体系を図6-(2)に示す。収穫高は、1畝当早稲700斤(350kg)、晚稲900斤(450kg)である。これを10アール当りに換算すると、それぞれ、525kg、675kg、合計1200kgであり、我が国のいかなる地域の収穫量よりも多い。米は収穫量の $\frac{2}{3}$ が食用、飼用(豚)として消費され、残り $\frac{1}{3}$ が販売される。ただし、政府への供出量は、100斤当22元~27元の低価格で供出する部分も含め、1畝当り400斤を供出しなければならず、市場価格(約35元)で販売できる部分は少ない。

同村の主幹品目は稲作とともに養豚である。37戸中31戸が養豚を経営してい

図6-(2) 斗塘村の水田作付体系



る。同村の養豚は千年以上にさかのぼる歴史があるといわれている。近年新種が導入され、配合飼料、とうもろこし、小麦など、購入飼料の割合が増加した。

新種の豚は100斤当り250円で販売できるが、在来種の場合は160元であり、飼代は1頭当り年間250元(600斤)を要する。農家の経営規模は年間十数頭~数十頭を肥育する農家が標準的であるが、農家番号③雷安定氏は年間100頭を肥育する同村の最大規模の農家である。雷安定氏の場合、耕地は3畝しかなく、飼料基盤が少ない。養豚経営を育成する為には如何に飼料用農地を確保するか

表6-(7) 農業経営類型

類 型	戸	%
米・豚	30	81
米	5	14
米・スッポン	1	3
米・豚・ナタネ	1	3
合 計	37	100

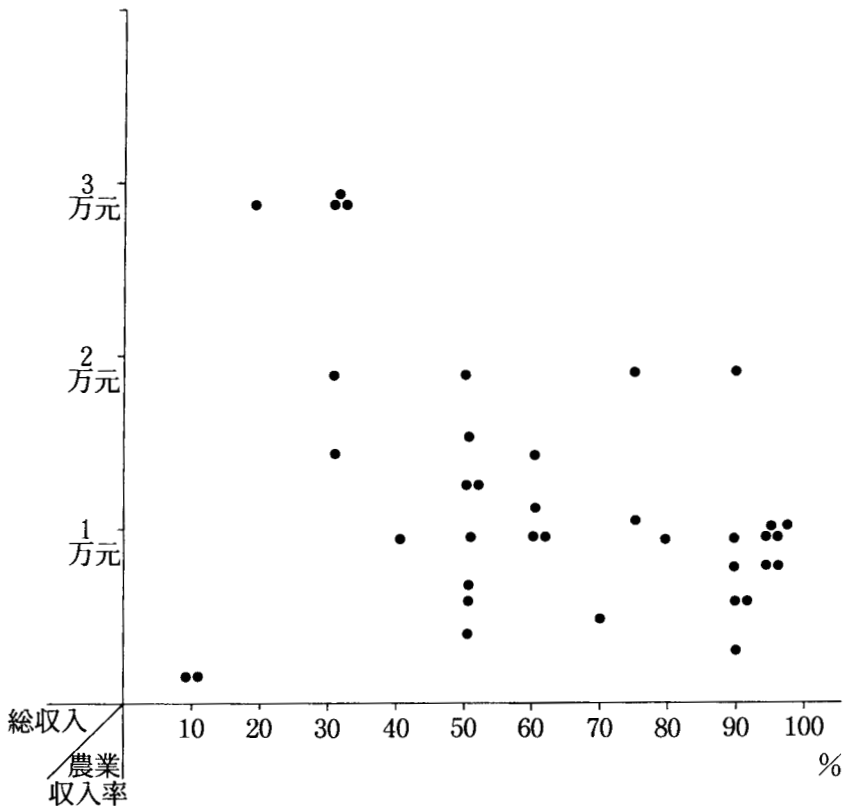
が最大の課題である。

同村には池が6ヶ所ある。4戸から6戸が組になって経営しており、ほとんどの農家が池の経営に関わっている。魚、スッポン、カエルなどを共同で生産し、一部は販売も行なっている。

③ 農外労働の拡大

斗塘村は70年代より都市へ賃労働に出る農民が多かった。80年代に入って、ますますその傾向が強くなっている。その要因は、先に挙げた様に自営業、賃労働市場が拡大した事に基づいている。同村は省都長沙市に近く、かつ交通が

図6-(3) 農業収入率と総収入の相関



至便である。経済特区があり、急成長を続ける広東省まで出稼ぎに行く人々も多い。長沙市から広州市までは列車で一晩かかるが、広州市への出稼ぎ圏内としての位置にある。

斗塘村三組の中の農外労働者数は、37戸中30戸、45名にのぼる。農外労働者が全就業者中に占める割合は40パーセント、農外労働者のいる戸数は81パーセントである。45名の農外労働者の内訳は、自営業が17名と最も多い。次いで建築業14名、洋裁師7名、郷鎮企業3名、その他5名であるが、この中で建築業、洋裁師は長期に渡る出稼ぎ労働者である。

農外労働が増加するに従い、所得中に占める農業収入の割合も減少しており、全村平均で55パーセントである。農業収入率は50パーセント前後と90パーセント以上を占める農家数が特に多い(表6-(9))。図6-(3)は農業収入比率と総

表6-(8) 年間収入別戸数

年間収入	戸	%
5,000元未満	5	14
5,000元～	17	46
10,000元～	11	30
20,000元～	4	11
計	37	100

表6-(9) 所得中の農業収入率別農家数

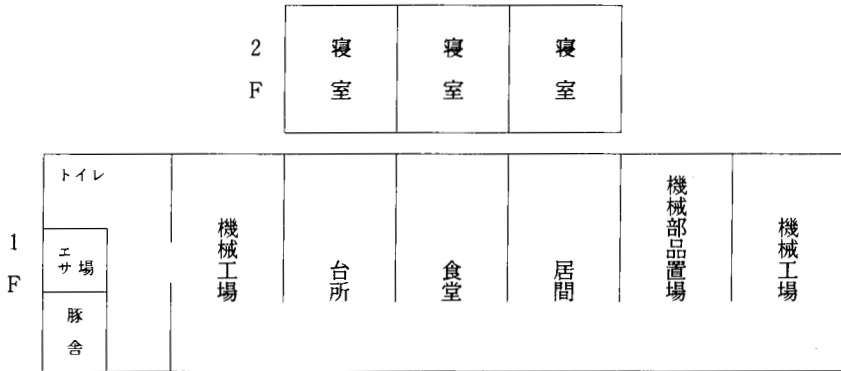
農業収入率	戸	%
30%未満	3	8
30%以上	6	16
50% "	8	22
60% "	4	11
70% "	3	8
80% "	1	3
90% "	12	32
合計	37	100

収入の相関関係を見たものである。いくつかの例外を除き、農業収入率が90パーセントを超す農家は1万円以下しか収入がない層が多く、2万円以上の収入がある層は概して農業収入率が低く農外収入が多い。兼業、賃労働収入の増加によって、同村の農家間の所得には大きな較差が生じつつある。代表的な農外労働の実態を次に見よう。

A. 自営業

自営兼業の中で最も高い収益をあげている職種は機械製造業である。農家番号①唐斌革氏は、農地をすべて経営委託して、自らは農業をほとんど行わず、自宅を作業場として自動車部品を年中製造している。図6-(4)に自宅兼作業場を示す。同氏が製造している自動車部品工場は、長沙市にある国营自動車部品工場の下請工場として簡単な部品を製造加工している。加工材料は国家生産資

図6-(4) 斗塘村自営兼業農家（機械部品工業）



○ 井戸

菜園
果樹園

池

料公司より仕入れる。同氏が自動車部品工場を始めたのは1980年からである。現在では工作機械を数台所有し、常時2人～3人、多い時は10人を主として村外より雇用しており、経営は順調である。労働時間1日8時間で、支払い賃金は月額400元であり、平均賃金よりかなり高い賃金を支払っている。

醸造業を自宅で行なっている農家が2戸ある。いずれも80年代初期に開始し、以後経営は順調である。原料の米は自家生産したものをうい、ほとんど購入していない。また自家労働力の他に、臨時的に労働者を雇用している。商品は国営商店に出荷している。

バスを所有し、運転手として自営運送業を営む農家（農家番号⑤、⑦）が2戸あり、いずれも高い収入を得ている。客は主として村内外の通勤兼業農家である。

表6-10) 職種別兼業

	職 種	人
自 営 兼 業	機 械	3
	醸 造	2
	運 転 手	2
	大 工	2
	米 加 工	1
	獣 医	1
	商業・仲買	4
	小 計	15
や と わ れ 兼 業	建 築 業	14
	洋 裁 業	13
	その他労働	5
	郷鎮企業	3
	小 計	35
	合 計	50

B. 出稼ぎ

a. 建築業

同村の出稼ぎ男子労働の代表的なものは建築労働である。中国農村における臨時的男子賃労働の中で、最も多くの雇用があり、かつ農民にとって高い現金収入が得られる職業は建築労働である。中国農村では通常「建築業」と呼ばれるこの賃労働は、農村で一定のチームを組んで行なわれる。郷レベルでチームが生まれ、郷鎮企業の形態をとる事が多い。建設機械は郷政府が購入し、チームに貸与される。チームの経営主体は郷政府であるが、チームは利益の数パーセントを郷政府に支払うだけで、郷政府はチームの運営、経営にはタッチしていない。1つのチームが数千名の労働者を抱える場合が少なくない。チームのリーダーは郷の党幹部、建築学校卒の技術者等である。リーダーは、都市の建築公司の下請仕事や、個別工事を請負い、チーム内に仕事を配分する。請負される工事は入札される。同様のチームが多く競争は激しい。1つのチームはさらに数十名のチームに分かれており、数十名のチームが末端の工事担当主体である。この小チームは小組と言われており、小組には組長がいる。小組の数は一定せず工事の規模によって変動する。組長は通常、郷鎮企業の正社員であるが、組長以外のメンバーは臨時雇用者である。

斗塘村三組内には建設業チームのリーダーがいる。農家番号④唐仕強氏である。唐仕強氏は年齢は若い(25才)が、建築専門学校卒であり、郷鎮企業の社員である。同郷の場合、チーム内には常時約1000名の労働者を抱え、その内で約50名が正社員である。同氏の場合、一年中建築業に関わっているが、臨時社員の場合も、その多くが年間の半分以上の期間は建築労働を行なっている。近年、彼らは農繁期にも帰郷しない事が多い。賃金支払形態は出来高払いである。正社員の場合も同様である。臨時雇用者の平均的月額賃金は1990年には300～400元であった。

このような建築業が多くなり、建築業間における競争が激化したため、倒産する郷鎮企業も少なくない。如何に工事を受注するかはチームリーダーの評価を左右し、如何に優秀な労働者を確保し仕事を完遂するかは組長の評価に直結する。その評価は彼らの賃金に反映される。自由競争と能力主義が芽ばえつつあ

るかに見えるが、中国農村社会らしい一端を次の様な雇用方法に見る事ができる。小組は村内外の親類、友人関係のコネによって構成され、親密な関係が無い場合はチームに入る事が容易ではない。またチーム内の党組織が、経営の中核を握っていて、運営は不透明であり、「企業」の形態を取っていない。

斗塘村の建築業チームの受注先は主として長沙市内建築公司である。長沙市内には10階以上のビルを建築設計、施行する能力がある大手建築公司が数社あるが、農村の建築業チームは、公司から工事の一部を請負う。好不況によって受注事情は大きく左右される運命にある。1989年の「事変」によって受注は減退したが、1991年にはふたたび回復基調にある。

中国の建築物の多くはこの様な農村建築業チームによって造られている。彼らは非熟練労働者であり、技術レベルは低く、工事技術は未熟である。技術の質によってチーム間の競争が行なわれつつあるが、未だ低レベルの競争であり、経営と技術力を競争する段階には達していない。一般に南部沿岸諸省は、農村建築チームでも技術レベルは高く、他の省との較差は大きい。しかし、競争は広くても数県以内で行なわれ、省をまたがった競争は行なわれていない。

b. 洋裁業

女性の代表的な兼業労働は「洋裁業」と中国で一般に言われる縫製労働である。同村から13名が広州市の縫製工場に出稼ぎに行っている。彼女らは二十歳前の若年女子労働者である。村には機会があれば広州市へ出稼ぎ労働に出たいと希望する、二十歳前の女性がさらに20名もいる。しかし、経済特区に行く為には都市に親類が必要であり、誰でも経済特区に行ける訳ではない。

同村から広州市へ出稼ぎに行く女性労働者の勤務先は、大規模工場ではなく、雇用者が数十名規模の個人企業である場合が多い。農家番号⑬唐金亮氏の長女の場合、1990年2月、17才の時に広州市内にある従業員40名を雇用する個人企業へ就職した。広州市には彼女の伯母がいる。住宅は会社が借りている住宅に住み、食事も会社が提供する。賃金は月額150元から200元が支給された。農村で彼女らに支給される賃金の数倍である。しかし、製品一枚0.5元の出来高払いであり、この高賃金は彼女らが、苛酷な労働の結果得た報酬である。彼女らの労働は、忙しい場合は、朝8時から始まり、昼食、夕食の休憩1時間をはさ

み、翌朝2時まで続けられた。忙しくない場合でも、夜10時まで労働するという長時間労働が行なわれている。

中国農村は、圧倒的に農村からの人口プッシュ圧力が強いが、自由に居住地

附表2 斗塘村

姓別	農家 番号	戸主 氏名	年令	家族数	農業 従事者	農外 労働者	その職種	農業経営	土地面積	委託 受託別	年間収入
唐	①	唐斌華	45才	5人	2人	3人	機械製造2, 病院職員	米・ブタ	6.2畝	○	30,000元
	②	唐樹良	48	5	2	4	醸造業経営	米・ブタ	7		30,000
	③	唐伍科	38	4	2	2	大工, 郷企	米・ブタ	4	○	10,000
	④	唐石鏡	49	6	2	2	商業	米・ブタ	9	○	30,000
	⑤	唐樹徳	34	6	2	1	運転手(自営)	米・ブタ	6	○	30,000
	⑥	唐岸兵	49	7	2	2	洋裁師2	米・ブタ・ナタネ・牛	8	受	20,000
	⑦	唐消良	27	5	2	1	運転手(自営)	米	3	○	20,000
	⑧	唐良雲	39	5	3	1	建築業	米・ブタ	6	○	10,000
	⑨	唐善良	32	6	3	0		米・ブタ	7	受	10,000
	⑩	唐遠石	45	6	3	2	建築業, 洋裁師	米・スッポン	6	○	15,000
	⑪	唐遠成	50	3	2	2	豚仲買人	米・ブタ	4		13,000
	⑫	唐建先	40	7	3	3	自転車修理	米・ブタ	7	○	10,000
	⑬	唐金亮	50	6	3	2	建築業, 洋裁師	米・ブタ・牛	8	受	20,000
	⑭	唐志仏	26	4	1	1	建築業	米	3	○	15,000
	⑮	唐老階	43	4	2	1	洋裁師	米・ブタ	4	○	8,000
	⑯	唐伯純	42	5	2	1	郷企	米・ブタ	6	○	8,000
	⑰	唐仕徳	40	4	2	1	醸造業	米・ブタ	4		20,000
	⑱	唐仕葵	31	3	2	1	建築業	米・ブタ	3		6,000
	⑲	唐遠金	52	6	3	3	建築業, 米加工, 洋裁師	米・ブタ	6	○	11,000

移動ができない。経済特区内企業は農村からあふれ出る労働力を巧みな賃金、雇用形態でフルに活用して急成長し続けている。

三組農家一覧

うち農業収入%	家の出身地	村に入った人	他の村に結婚して出た人	結婚以外で村を出た人	戸籍からはずれた人	テレビ	洗濯機	扇風機	冷蔵庫	車	オートバイ	トラクター	備考
30%	同村	0人	0人	0人	0人	1	1	8	0	0	0	0	
30	同県他郷	0	1	2	0	0	0	4	0	0	0	0	
60	同郷	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
30	同郷	1	0	1	1	2 カラー	2	2	1	0	0	1	
20	同県他郷	0	0	0	0	1	0	3	0	1 バス	0	0	
90	同郷	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
30	同郷	0	0	0	0	1 カラー	1	3	0	1 バス	1	0	
80	同県他郷	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	父は族長
95	同県他郷	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
60	同郷	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
50	同県他郷	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
60	同県他郷	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
75	同県他郷	1	0	0	0	1 カラー	0	2	0	0	0	0	
30	同村	0	0	0	0	1 カラー	1	4	0	0	1	0	
95	同郷	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
95	同県他郷	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
50	同郷	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
90	同県他郷	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
75	同村	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	

附表2 斗塘村

唐	⑳	唐陽明	51	4	2	2	機械修理, 商業	米・ブタ	3	○	8,000
	㉑	唐立雲	60	3	1	0		米	2	○	4,000
	㉒	唐貴華	72	2	0	0		米	1.5		1,500
	㉓	唐信齊	75	2	0	0		米	1.5		1,500
	㉔	唐仕強	25	6	2	1	建築業	米・ブタ	6	○	13,000
	㉕	唐登高	40	5	2	2	建築業	米・ブタ	6	○	12,000
	㉖	唐伏秋	32	3	2	0		米・ブタ	3		5,000
	㉗	唐貴珍	65	1	1	1	建築業	米・ブタ	1.5		3,000
	㉘	唐君山	50	5	2	3	建築業3	米・ブタ	8	○	16,000
王	㉙	王乾坤	52	4	1	1	獣医	米・ブタ	3		10,000
	㉚	王建軍	26	3	1	0		米・ブタ	3		7,000
	㉛	王漢民	32	3	2	0		米・ブタ	3		6,000
	㉜	王寅生	63	6	3	1	郷企	米・ブタ	9		10,000
	㉝	王 惜	35	6	2	1	大工	米・ブタ	7	○	10,000
雷	㉞	雷安定	44	3	2	1		米・ブタ	3		10,000
	㉟	雷鎮定	42	4	2	1		米・ブタ	6	○	10,000
	㊱	雷仕定	36	4	1	2		米・ブタ	3		6,000
劉	㊲	劉国強	64	5	1	2	建築業2	米・ブタ	6	○	10,000
計			166	70人	50人/ 30戸				182.7		
平均		44.4才	4.5人	1.9人					4.9畝		12,400元

注) 受—受託農家

○—委託農家

小 括

本稿で明らかにした事は以下の事柄である。

一、中国農村の結合紐帯は、血縁制にもとづく同族集団＝宗族である事は、今日においても解放前と基本的に変わらない。調査した事例では、解放前の様な、族田等の存在は見る事ができなかったが、祠堂がある事例（福建省日溪村、麦浦村、湖南省長沙市斗塘村）や、建設計画がある事例が見られた。いずれも、近年、党・政府の自由化政策にも助けられ、宗族活動は祭祀を中心にして急速に復活しつつある。

二、調査事例中の村には、族譜、族長のない村（徐州市銅山県宋村）と、それらいずれもある村、（長沙市斗塘村）があった。一般に、華北では宗族活動が弱く、華南、山間地域では宗族活動が健在だと言われている。今日、宗族活動にその様な地域的差異が生じた要因は、村に対する党活動と党の支配、信頼度の差と、文革中における暴動の有無に地域的相違があった事によると考えられる。

三、徐州市宋村の事例と、長沙市斗塘村の事例を比較すると、宋村は党の権威が現在でもあり、宗族活動を復活させる事については抵抗がある。これに対して斗塘村の場合は、1980年代に入って村の党幹部が引退した後、族長に就任し、族長制が復活した。商品流通、農民層分解、市場経済の進展は斗塘村の方が早かった。この事は、宗族制の強弱度合は、市場経済の度合よりも過去の政治動向によって決まる事を物語っている。

四、宗族制がかくも顕著に復活した事は、解放後の中国農村政策が全く現実から遊離した虚構であった事を示す結果となった。図7-(1)、(2)は旧人民公社時代の村支配機構と今日とを比較したものである。中国官僚制は党と行政側の両者による二重権力である点（基本的に党優位で行政劣位の体制）は80年以降も変わりはない。90年代も党が健在である限りこの体制は続くであろう。また、人民公社から生産責任制へと農村政策が180度転換して、村落が激変したかの様に考える人がいるが、そうではない。図7-(1)に示す人民公社を基礎とした

図7-1) 旧人民公社時代の村支配機構 (虚像)

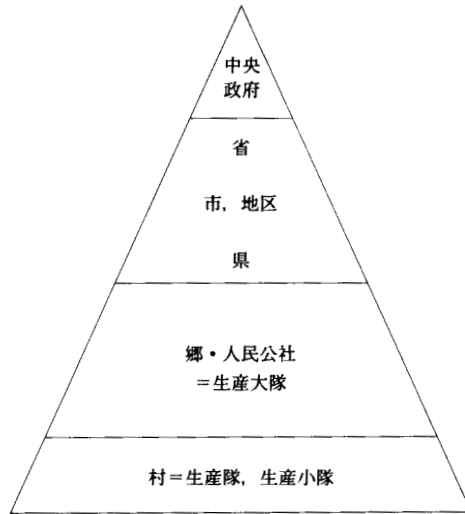
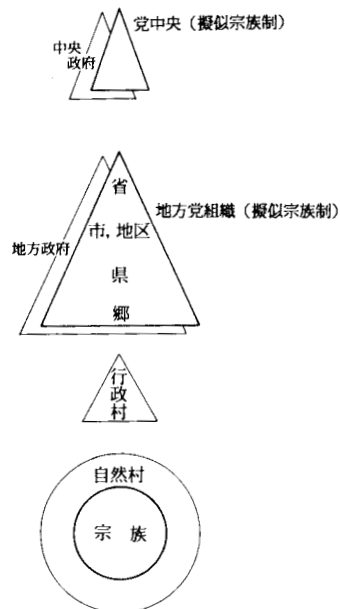


図7-2) 現在の村支配機構 (実像)



体制は虚構であった。郷（生産大隊）－村（生産小隊）の人民公社体制の下における自然村と宗族は、解放前と同様に解放後も基本的な村落共同体であり続けた。中国歴代の国家は、農村を直接統治する事ができなかったが、解放後においても、村に対する行政政府による直接的な統治は行なわれず、自然村に委ねていたのが実態であった。

五、中国歴代の革命派が取って来た宗族政策は明らかに失敗であった。宗族制は宗教であるが故に強制によって消滅はしない。この政策は農村を文化的、社会的、経済的に荒廃させた。むしろ、農村政策の柱として、宗族制を積極的に活用すべきであった。50年前に、宗族制を基礎として農村協同組合の組織化を図り、他方で、市場システムの整備、工業化を促進しておれば、今日中国経済の近代化は達成されていたであろう。

六、現代中国農村を支配する基本的倫理は、依然として「孝」である。男子を生み、家を維持する事は祖先への最大の孝であるとともに、老後の生活を保障するものでもある。家を維持する為に、後継者が結婚できない農家は売買婚も行なう。また、墓（土葬）を耕地の中に建てる事に見られる様に、子孫の生産力を犠牲にしても親への孝を尽くす。宗族の構成員には輩份にもとづく序列が今日でも明確に意識されている。文革中に命名された人や党幹部にはそれをカムフラージュする者もいるが、共同体内にはそれらの人々の輩份は明瞭に認識されている。

七、調査した二村からは、中国農村の零細規模経営と膨大な過剰人口の存在を垣間見ることができた。但し、以下の様な相違点が指摘できる。長沙市斗塘村の場合は、自営兼業と出稼兼業が広汎に展開しており、村内農業経営の経営受委託も始まっている。他方、宋村では、都市近郊であるにも拘らず、労働市場の吸引力が弱く、農外労働機会が少ない。また、個別農業経営の外部化への契機は、一部大型農業機械の共同利用がある程度で顕在化していない。中国農村問題の中で、圧倒的な農村過剰人口を如何に吸収するかが最大の課題である。南部経済特区だけで余剰労働力を吸収するには、余りに膨大な農村過剰人口を抱えている。労働力移動を制限する政策は狭隘な労働市場の綻を繕う暴力装置となっている。この政策は貧困を固定化させるものであり、中国経済にとって

マイナスである。

(註)

- 1) 銅山県に隣接する諸県では、畑への土葬がそれほど厳しく規制されておらず、今なお、畑への土葬が行なわれている。
- 2) 墓参りは、一般に、旧正月、清明節、鬼まつり(10月1日)の時に行なう。墓の前で金を意味する紙を焼き、盛土をかける。家では宴を開く。
- 3) 全国レベルのヤクザがグループが介在する場合の売買婚費用はより高額を要求されると言われている。
- 4) 中国南部の結婚費用は北部より高く、福建省泉州市では20,000円を要すると言う。
- 5) 宋村の結婚披露宴では、新郎の家で昼から夜にかけて三日間行なう。通常8人がけのテーブルを10台用意し、のべ200人~300人が出席する。料理は1人に対して30種類を基本とする。祝い金は友人20~30元、親戚30~40元、親しい親戚200元である。
- 6) 銅山県における用排水路事業については、中村好男「噸糧田建設と水利」『日中農交』No.191, 1991年2月25日。
- 6) 斗塘村全体の平均耕地面積は1人当1.2畝(8アール)であり、三組の平均耕地面積よりやや広いものの、極めて零細規模である。